

宮中取水ダムからの放流

- “取水制限流量”として、40m³/sの放流を義務づけ。 ※旧許可では7m³/s
- それを踏まえた上で、下表の試験放流量以上を放流することを義務づけ。
(ただし、発電施設を共用して取水する他の水利使用(かんがい、流雪溝用水)に支障を与えない範囲で実施)

期 間	放 流 量 (m ³ /s)				
	1年目 (取水開始日 ～平成23年 3月31日)	2年目 (平成23年 4月1日～ 平成24年 3月31日)	3年目 (平成24年 4月1日～ 平成25年 3月31日)	4年目 (平成25年4月1日～ 平成26年3月31日)	5年目 (平成26年4月1日～ 許可期限)
4月1日～ 7月19日	50.0	50.0	40.0	4月1日～11月30日は40.0以上 (流量変動に配慮した放流) 12月1日～翌3月31日は40.0	4年目までの試験放 流結果を踏まえた放 流。
7月20日～ 9月10日	80.0	80.0	60.0		
9月11日～ 11月10日	100.0	80.0	60.0		
11月11日～翌3月31日	50.0	50.0	40.0		

- 毎年、具体的な放流量、放流方法、河川環境調査の項目等に関する「試験放流実施計画」を作成し
(協議会の意見を踏まえた上で、北陸地方整備局長が承認)、これに従って実施することを義務づけ

許可条件のポイント(案)

次回申請に当たっての試験放流結果の反映

- 許可期間は、許可日から5年後の月末まで。
- 次回の申請は、試験放流結果及び協議会の意見を踏まえ、宮中取水ダムからの放流等を検証し、必要があれば見直した上で行わなければならない。

再発防止の徹底(適法・適正な水利使用の確保)

- 再発防止策への取組み、報告を義務づけ
- 取水量報告が適正であることの自主点検と報告を義務づけ
- 取水量計測方法、ダム計測方法、工作物の新築・改築に係る申請手続きフローの報告を義務づけ

失効にかかる規定

- 重大な河川法及び水利使用規則の違反が確認された場合は、許可は失効。